

年 月 日

様

株式会社 早稲田イーライフ京都
居宅介護支援事業所
イーライフ桂



重要事項説明書

— 指定居宅介護支援 —

居宅介護支援事業所イーライフ桂 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 早稲田イーライフ京都
主たる事務所の所在地	京都市西京区桂朝日町151
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 西村 敦史
設立年月日	平成22年8月9日
電話番号	075-392-8600
ホームページアドレス	https://e-life-kyoto.com/

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所の名称	居宅介護支援事業所イーライフ桂
事業者指定番号	2674001124
所在地	京都市西京区桂朝日町151
事業所電話番号	075-392-8588
営業時間外の電話番号	070-2313-0387
管理者氏名	小泉 慶一

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分	
		常勤 (人)	非常勤 (人)
管理者兼主任介護支援専門員	1	1	
主任介護支援専門員	2	2	
介護支援専門員	1	1	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	右京区（京北地区除く）、西京区、南区
------------	--------------------

※ 西京区は概ね洛西ニュータウン西端まで。右京区は概ね四条通りまでといたしますが上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間・休業日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:00～17:00
休業日	日曜日・12/29～1/3・5/3～5/5・8/14～8/16

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等

- ※ 課題分析（アセスメント）の実施
- ※ サービス担当者会議の開催
- ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施

(2) 要介護等認定の申請に係る援助

(3) 給付管理業務

(4) 施設入所に係る支援

4. 利用料金等

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

後日、そちらを持参の上、区役所の窓口へ提出されましたら払い戻しを受けることができます。

- ・当事業所の地域区分は5級地です。(1単位：10.7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	1,086単位/月	1,411単位/月
II	45件以上60件未満	544単位/月	704単位/月
III	60件以上	326単位/月	422単位/月

※IIとIIIについて：45件以上の部分について算定

- ・加算項目等

サービス内容	サービス単位
特定事業所加算（I）	519単位
特定事業所加算（II）	421単位
特定事業所加算（III）	323単位
特定事業所加算（A）	114単位
初回加算	300単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位
通院時情報連携加算	50単位
入院時情報連携加算I	250単位
入院時情報提供加算II	200単位
退院退所加算Iイ（カンファレンスなし）	450単位
退院退所加算Iロ	600単位
退院退所加算IIイ（カンファレンスなし）	600単位

退院退所加算Ⅱロ	750 単位
退院退所加算Ⅲ	900 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位

(2) 交通費

2 の (3) の通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住いの方は交通費の実費が必要となります。

尚、自動車を使用した場合は次の交通費を頂きます。

実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満	300 円
実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上	500 円

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、同月の 25 日迄に請求書に記載の振込口座に振込んで下さい。その際の振込手数料は契約者様の負担となります。

5. 長期休止の場合の対応

入所・入院や介護保険サービスの利用の無い期間が概ね 3 ヶ月以上継続する場合は、その時々事業所の稼働状況に応じて、居宅介護支援の再開について確認をさせて頂きます。再開の可能性が無い場合は、契約終了のご相談をさせて頂きます。

6. サービス提供についての記録に関する閲覧

記録等を営業中であれば、いつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。 コピー代金：1 枚につき 10 円

7. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業目的

株式会社早稲田イーライフ京都が開設する居宅介護支援事業所イーライフ桂（以下事業所という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- 一、 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 二、 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、

総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 三、 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 四、 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 五、 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書の交付を行う。
- 六、 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。
- 七、 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行う。
- 八、 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にし連携に努める。
- 九、 当事業所の前 6 カ月に作成したケアプランにおける「訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与」の利用状況は別紙の通りです。

(3) その他

従業者の資質向上の為、年間を通じて事業所内外での研修を行っています。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

利用者からの苦情やご相談の受付は当事業所以外に、下記にて受付けております。

当事業所利用者様相談窓口（窓口責任者）	管理者	西村 敦史
電話 代表：075-392-8577	ご利用時間	9:00～17:00（土日、祝日を除く）
京都市西京区役所 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課		
電話 代表：075-381-7121	直通：075-381-7638	（土日、祝日を除く）
京都市西京区役所 洛西支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課		
電話 代表：075-332-8111	直通：075-332-9274	（土日、祝日を除く）
京都市右京区役所 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課		
電話 代表：075-861-1101	直通：075-861-1416	（土日、祝日を除く）
京都市南区役所 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課		
電話 代表：075-681-3111	直通：075-681-3296	（土日、祝日を除く）
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係		
電話 代表：075-354-9011		（土日、祝日を除く）

9. 個人情報の保護

- (1) 事業者及び職員は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）や関係する介護サービス事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

11. 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）や関係する諸機関に発生状況及び今後の対応等について報告いたします。又、事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には、市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

12. 虐待の防止について

利用者様の人権の擁護、虐待の防止のための指針を整備すると共にその対策を講じる委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
虐待防止に関する担当者は事業所管理者とします。

13. 衛生管理について

当事業所は感染症や災害が発生した場合でも必要な居宅介護支援を継続的に提供できる体制の確保に努めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すると共にその対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催しその結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 従業者に研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 災害発生時には業務継続計画（BCP）に従い、必要な措置を講じます。

14. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

(3) 緊急連絡先

緊急連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住所	
	電話番号 (携帯番号)	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	医師名	
	電話番号	

(4) 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

説明年月日： 年 月 日

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

[事業者]

事業者名 株式会社 早稲田イーライフ京都

所在地 京都市西京区桂朝日町151

代表者名 西村 敦史

印

[事業所]

事業者名 居宅介護支援事業所イーライフ桂

所在地 京都市西京区桂朝日町151

管理者名 小泉 慶一

説明者職種 介護支援専門員 (ケアマネージャー)

説明者

印

